

職員の懲戒処分について

南河内郡河南町は、7月30日付けで次の2件について、懲戒処分を行いました。

■ 処分1(人身事故に関する懲戒処分)

1. 被処分者及び処分内容

町長部局職員(40歳代・課長級) 戒告

2. 概要

被処分者は、令和8年2月13日(金曜日)の午後3時11分頃、公用車を運転して庁舎玄関ロータリー付近を走行時、安全確認が不十分であったことにより、右方から進行してくる原動機付自転車に気付かず、接触事故を起こし、相手方に全治2ヵ月の怪我を負わせた。

なお、被処分者は、略式命令で罰金10万円の刑事処分及び運転免許停止30日間の行政処分が科されています。

3. 町長のコメント

今回の公用車による人身事故により、住民の皆様には、公務に対する信頼を損ねることとなり、深くお詫び申し上げます。今後は、職員に対しより安全運転を徹底し、再発防止に努め、公務の信頼回復に努めてまいります。

■ 処分2(道路交通法違反に関する懲戒処分)

1. 被処分者及び処分内容

教育委員会事務局職員(30歳代・主査級) 減給10分の1(2か月)

2. 概要

被処分者は、令和8年5月2日(土曜日)の午前1時33分頃(公務外)、阪神高速において、指定速度時速60キロメートルの道路を時速75キロメートル超過した時速135キロメートルで走行し、大阪府警に指定速度違反により検挙された。

なお、被処分者は、略式命令で罰金10万円の刑事処分及び運転免許停止90日間の行政処分が科されています。

3. 教育長のコメント

今回の事案は公務員としてあるまじき行動であり、住民の皆様の信頼を損ねましたことを、深くお詫び申し上げます。今後は、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

【本件に対する問い合わせ】

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359-6

☎0721-93-2500 FAX:0721-93-4691

処分1 担当:政策総務部 人事財政課 安達 メールアドレス:jinji@town.kanan.osaka.jp

処分2 担当:教・育部 生涯まなぶ課 木矢 メールアドレス:s-manabu@town.kanan.osaka.jp